## 検査規則チェックリスト(製造・修理事業者自主チェック用)

計量法施行規則第8条第1号に規定されている検査規則の作成・改定に、このチェックリストをご活用下さい。

このチェックリストは、各事業者にいける事業の履行状況を、踏まえて見直しします。最新のチェックリストにより、検査規則の自主チェックをして下さい。

		事業区分							
事業者名		届出区分	修	É	製主	(	従の	数: )	
		○をつける	製	従	(主	の見	沂在:		)
検査規則		制定日					年	 月	日
の名称 (規則第8条第1号)		改定日					年		日
(FIRACIRICAL)		40001		記	載場	所			
確認事項	基準(検査規則に規定されているものに☑を付ける)	)	本文	細則	様式	質量M	非該当	記事	
1.総則									
①目的	□法第43条(製造事業)又は第47条(修理事業)で規定する検査業	長務を実施するた							
	めにこの検査規則に何を定めるのかが規定されている。								
	□届出をしている事業区分を記載している。(推奨事項)	- (1//.le-t)							
@ W 75 + (= 5	□製造又は修理を行うことができる特定計量器の種類を記載して	いる。(推奨事項)	$\vdash$						
②業務を行う 組織及び検査	□検査を行う所管部署又は検査管理責任者が規定されている。 (規則第8条第2号)								
管理責任者	□検査管理責任者が配置されている(役職名でも良い)。(推奨事	項)							
	□管理台帳や記録様式で役職名を確認欄で把握できるものでも風	しい。							
	(推奨はしない。) 								
	□組織図などで連携状況や組織の関係性を把握できる。(推奨事項	<u>i)</u>	$\vdash$						
③検査管理責	□各役職の職務が規定されている。 - (=¬=+>+(*)								
任者等の職務	(記載推奨職務)								
	□検査規則(細則を含む)の制定及び改訂 □検査型供の第四及び製作の数据								
	□検査設備の管理及び整備の統括 □品質水準の向上の自主努力								
	□指導·教育								
	□ は								
	□検査設備点検の実施								
	□検査結果の報告及び記録の保存								
	- National Method Reviews Management								
①管理台帳の	□様式を指定し、作成することが規定され、管理台帳を作成している	) <sub>o</sub>							
作成	(記載推奨項目)								
	□ □   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本	录							
@/n+	□基準器の有効期限			_					
②保存	□検査設備が管理対象として存在する期間の保存について規定され	にいる。							
③管理及び整	□事業に使用する検査設備が規定されている。(別紙でも良い)	- 7							
備の方法 	□特定計量器の性能(精度)を確保するために検査できるものであ	0							
	□届出している基準器は特定計量器の器差を算出できるものとな	つ(いる。							
	□検査設備の配置図、保管場所が記載されている。								
	(検査設備の配置場所)(届出事業場(所)が複数の場合) □全事業所								
	□ □ = 〒〒〒7) □ □ 一部事業所(最終検査を特定の事業所で行うなど、検査等方法	・ を 規定する 必要							
	あり。)	200000							
	□ □ 点検周期·項目、管理方法、整備方法等が規定されている。検査	 設備の点検様式							
	に含めても良い。(規則第8条第3号)								
	□管理者、管理場所など台帳の管理方法が記載されている。								
	□検査設備に不具合があったときの処置について規定されている。(	(推奨事項)							
	(実用基準分銅を使用する場合)							質量標準管	
	□質量標準管理マニュアルを届出している。							ュアル用チ: スト参照	ェックリ
	□質量標準管理マニュアル用チェックリストの確認事項に適合してい	る。						<b>11.50 μ</b>	
	□実施内容(管理している標準器・比較器等)と届出内容が一致して	いる。							

## 検査規則チェックリスト(製造・修理事業者自主チェック用)

		記載場所					記事	
確認事項	基準(検査規則に規定されているものに☑を付ける)		細則	様式	質量 M	非該当		
3.検査								
①検査	□全数検査をすることが規定されている。(規則第8条第4号)							
	(規定されている全数検査の範囲)							
	□最終検査 □その他検査 □検査の種類は規定されていない							
	□検査の種類が規定されている。							
	(規定されている検査の種類)							
	□最終検査 □その他検査							
②検査の方	□検査の方法が規定されている(規則第8条第4号)		ļ					
法	(記載内容)							
	□構造及び器差の検査が検則及び引用するJISに準じている。(推奨事項)							
	□検則及び引用するJISに準じてはいないが何らかの検査が規定されている。		ļ					
	□検則が引用するJIS規格名称が記載されている。(推奨事項)	<u></u>	ļ					
	□修理範囲について規定されている。(修理を行う事業者)							
	□型式承認の範囲内の修理の実施について規定されている。 		ļ	ļ	ļ			
	□簡易修理を超える修理を行わない場合でも、構造・器差が法令基準を満たして							
	いない時は検定受検を要するなどの必要な内容が規定されている。		-					
	□ □ 一定期間毎に修理義務が発生する特定計量器については、その内容もしくは該当							
	条文の箇条の記載がある。(修理を行う事業者)		ļ					
	□(経過措置が適用される特定計量器の場合)その適用について規定されている。 (推奨事項)							
4.不合格品等の								
①不合格品の	□不合格計量器の再調整又は廃棄が規定されている。(規則第8条第5号)							
処置	□不合格品を廃棄又は所有者に返却するときは検定証印(基準適合証印)を抹消	<u> </u>						
	することが規定されている。(推奨事項)							
	□速やかに廃棄・再調整できない場合には、使用禁止の措置をとる等上記に準じた							
	内容が規定されている。							
	□完成後又は修理後に出荷されず保管していた計量器の取扱いが規定されている。							
	(推奨事項)							
5.記録の保存								
記録の保存	□3年以上の保存年数が規定されている。(規則第8条第6号) → 年保存							
	□有効期間が定められている特定計量器の場合の保存年数はその有効期間の年							
	数以上である。(推奨事項)							
	□検査記録の様式が指定されている。(推奨事項)							
	□管理者、管理場所など記録の管理方法が規定されている。(推奨事項)							
	□様式に対象の型式承認番号の記載、有効期限(製造の場合)の記載がある。							
6.その他								
①届出·報告	□実績の報告に関することが規定されている。(推奨事項)	ļ	ļ					
に関すること	□事業の届出に関することが規定されている。(推奨事項)							
②遵守事項に	□事業に係る特定計量器特有の遵守事項が規定されている。(推奨事項)	<u> </u>	ļ	ļ	ļ			
関すること	□(譲渡制限のある特定計量器)法第57条について規定されている。							
③検査規則の	□施行日が記載されている。(改定履歴に含めても良い)	<u> </u>	ļ	ļ	ļ			
制定·施行	□改定履歴を作成している。(推奨事項)							